

米子市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の外部提供に関する条例（案）骨子

1 避難行動要支援者名簿と個別避難計画の重要性

平成23年の東日本大震災の教訓を踏まえ、災害対策基本法が平成25年に改正され、避難行動要支援者名簿の作成が義務化されるとともに、平常時から避難支援等関係者への情報提供をするものとされた。

また、平成28年の熊本地震や令和元年の台風第19号、令和2年7月豪雨など、未曾有の災害が全国各地で発生し、本市においても、土砂災害や洪水など備えるべき災害が発生している。

全国で発生している大規模災害において、犠牲者に高齢者及び障がい者の占める割合が大きいことなどから、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用した避難支援等の強化が急務となっている。

2 本市の現状と課題

本市では「要援護者避難支援対策事業」において、本人の申請があった方のみを掲載した名簿を作成し、管理保存等の同意を得られた自治会など限られた避難関係支援者に配布している。しかし、名簿情報の提供には、対象者本人の同意を必要としているため、十分に情報の共有を行うことができていない状況にある。また、不同意の方及び未回答者は名簿に掲載されないことから、平常時から避難対策に十分に活用できないことが課題となっている。

3 平常時における情報提供の促進

避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報については、災害対策基本法において、条例で特別の定めをすることにより、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、平常時から避難支援等関係者に提供できることとされており、自治体の実情に応じた対応が求められる。

4 条例の概要

(1) 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者とは、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とし、生活基盤が自宅にある者であって、次に掲げる者（施設等に入所している者を除く。）をいうこととする。

- ①介護保険法に規定する要介護認定において要介護3、4及び5の認定を受けている者
- ②身体障害者手帳1級又は2級を所持する者のうち、障害支援区分4以上の者
- ③身体障害者手帳1級又は2級を所持する児童
- ④療育手帳（A判定）を所持する者及び児童
- ⑤精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者及び児童
- ⑥①～⑤までに掲げる者のほか災害時において支援が必要な者

(2) 避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報の提供先

消防、警察、自治会、自主防災組織、民生児童委員など避難支援等関係者とする。

(3) 記載事項について

氏名や生年月日など災害対策基本法に規定されている項目とする。

(4) 名簿情報及び個別避難計画情報の提供

- ①市長は、災害の発生に備え、必要とされる限度に応じて、避難支援等関係者に対し、名簿情報及び個別避難計画情報を提供することとする。
- ②市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報及び個別避難計画情報を提供することができることとする。

(5) 名簿情報及び個別避難計画情報の提供先における個人情報の適正管理

- 次に掲げる事項について定めることとする。
 - ①名簿情報及び個別避難計画情報の取扱いに関する協定及び管理状況の報告
 - ②名簿情報及び個別避難計画情報の漏えい防止のための措置
 - ③利用及び提供の制限
 - ④守秘義務

5 条例の施行

議会3月定例会に上程した上で、令和5年6月1日（出水期前）の施行を目指します。